

中部運輸局自動車交通部

令和8年6月23日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

西川、服部 TEL 052-952-8038

中部運輸局岐阜運輸支局 輸送・監査担当

大石、吉岡、廣瀬 TEL 058-279-3714

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所

事業者名：サンワ産業 株式会社

(代表者：三輪 康光)

住 所：岐阜県各務原市川島小網町1900-75

2. 行政処分等の概要

本社営業所（岐阜県各務原市川島小網町字本田浦1900-75）

処分日：令和8年6月23日

処分内容：① 事業停止処分3日間

② 車両使用停止処分103日車

(10両を9日間、1両を13日間の使用停止)

③ 文書警告

3. 監査端緒

その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められたため監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

(1) 事業計画どおりに業務を行っていなかった。

(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)

- (2) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (3) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (4) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (5) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (6) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (7) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (8) 運行記録計による記録を改ざんしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (9) 運行指示書を作成していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)
- (10) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (11) 国土交通省告示で定める特定の運転者（高齢運転者）に対して事業自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (12) 特定の運転者（高齢運転者）に対する運転適性診断（適齢診断）を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

(13) 運行管理者の講習を受講させていなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)

(14) 社会保険等に加入義務のある者が未加入であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第14条第2号)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 34点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 34点